

## 市内掲示板への掲示申請書

次の内容について掲示を申請します。

団体名
担当者氏名
担当者連絡先
掲示内容
掲示希望日時 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※ 申請は、掲示希望開始日の14日前からの受付となります。

※ 許可の期間は、最長1ヶ月間とし期間の更新はできません。

※ 開催日など期限のある掲示物については、上記の期限内で開催日翌日まで掲示期間とすることができます。

## 市内掲示板

掲示板No	掲示板情報	希望場所に○をつけてください
1	久寺家中学校敷地内(つくし野病院斜め前)	
2	つくし野保育園	
3	西消防署つくし野分署	
4	つくし野歩道橋前(つくし野側階段下)	
5	我孫子駅北口前 ※A4のみ	
8	我孫子第四小学校正門前	
10	泉1号公園	
11	東我孫子1-1(郵便局沿い)	
12	湖北台団地(団地中央バス停前)	
13	湖北台中央公園(南側)	
14	湖北台行政サービスセンター前	
15	湖北駅南口階段下 ※A4のみ	
16	湖北駅北口階段下 ※A4のみ	
17	湖北地区公民館入口	
18	布佐ナリタヤ前	
19	布佐松島薬局前	

## 駅構内掲示板

掲示板No	掲示板情報	希望場所に○をつけてください
6	我孫子駅南口側通路 ※A4サイズのみ	
20	我孫子駅南口側通路エレベーター前	
21	我孫子駅北口側通路エレベーター前	
22	天王台駅南口側通路エレベーター前	
23	天王台駅北口側通路エレベーター前	
24	湖北駅改札前通路	
25	新木駅南口側通路エレベーター前	
26	新木駅北口側通路エレベーター前	
27	布佐駅南口側通路エレベーター前 ※A4のみ	
28	布佐駅東口側通路(画鋏は使えません)	

## あびバスへの掲示

掲示板No	掲示板情報	希望場所に○をつけてください
29	あびバス 船戸・台田ルート	
30	あびバス 栄・並木・泉ルート	
31	あびバス 新木ルート	
32	あびバス 布施ルート	

# 必ずお読みください。

この掲示板は、市民の皆様が情報を発信できるよう設置しています。  
ご利用の際には、必ず下記のルールを守ってご利用ください。  
ルールを守らない場合は、今後、掲示をお断りする場合があります。

## 【掲示について】

・掲示場所を間違えないでください。(他の利用者の迷惑になります。市が指定する掲示場所以外に貼られているものは撤去します。)

- ・「市内掲示板」への掲示は、画鋲で4カ所以上しっかりと留めてください。  
※ 画鋲は各自で用意して、撤去時にお持ち帰りください。
- ・「駅構内掲示板」は画鋲が使用できません。所定のケースをご利用下さい。
- ・「あびバス」、「新木駅構内」への掲示は、市が掲示物をお預かりします。
- ・掲示物の盗難等については一切責任を負いません。

## 【掲示物の撤去について】

- ・掲示許可の期間満了日当日までに掲示物を撤去してください。
- ・「あびバス」、「新木駅構内」への掲示物は、撤去または処分します。
- ・次に該当する掲示物は、市が撤去または処分します。
  - ① 市民協働推進課の許可を得ていないもの
  - ② 掲示許可期間が終了しており、他の掲示に支障があるもの
  - ③ 雨風等により掲示が困難であると判断したもの
  - ④ 市が許可した掲示場所以外に掲示されているもの

## 【掲示のできるもの】

- ① 許可ができる内容は、市内で実施される事業等のうち次に掲げるものです。
  - (ア) 市又は教育委員会が主催、共催、後援等をする事業等
  - (イ) 国または地方公共団体、公共的団体が実施する事業等
  - (ウ) 市内の学校、保育園、幼稚園等が実施する事業等
  - (エ) 市民活動団体、自治会、まちづくり協議会等の団体が実施する事業等
  - (オ) 市内事業者による社会貢献活動に関する事業等
  - (カ) その他、市長が適当と認めた事業等
- ② ①のうち、次のいずれかに該当するものについては、掲示することができません。ただし、公益性を有する事業またはまちづくりに資する活動であり、市の施策に合致する場合を除きます。
  - (ア) 市の掲示許可を得ていないもの
  - (イ) 営利、頒布、販売、斡旋、仲介、募金、興行、入会を主な目的とするもの
  - (ウ) 宗教や政治上の主張・意見の表明に繋がるおそれがあるもの
  - (エ) その他、市長が適当ではないと判断したもの